

## もったいない・あおもり県民運動推進会議設置要綱

### (名称)

第1条 本会議は、「もったいない・あおもり県民運動推進会議（以下「推進会議」という。）」という。

### (目的)

第2条 推進会議は、環境への負荷の少ない持続可能な青森型社会の形成を目指し、県内における温室効果ガスの排出削減と、低迷するごみリサイクル率の早期向上を図るため、県民や事業者、各種団体、行政など多様な主体がパートナーシップのもと、「もったいない」の意識を持って、省エネルギーとごみの減量、リサイクルなど、環境に配慮した活動に取り組む「もったいない・あおもり県民運動（以下「県民運動」という。）」を推進することを目的とする。

### (活動)

第3条 推進会議は、前条の目的を達成するため次のことを行う。

- (1) 県民運動の円滑かつ効果的な推進
  - (2) その他、県民運動にかかる重要事項の決定
- 2 推進会議の委員は、次の取組を行う。
- (1) 取組目標の設定による率先行動
  - (2) 傘下団体、会員等による率先行動の推進
  - (3) その他、県民運動及び関連事業の広報 P R

### (組織)

第4条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、知事をもって充てる。
- 3 副会長は、3名以内とし、会長が指名する。
- 4 委員は、別表1に掲げる団体の代表者又は代表者が指名した者とする。
- 5 会長が適当と認める場合は、別表1に新たな団体を追加することができる。

### (会長等)

第5条 会長は、推進会議を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ指名した順序によってその職務を代理する。

### (会議)

第6条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。

### (行政部会)

第7条 推進会議に、次の事項を検討するため、行政部会を設置する。

- (1) 行政による地球温暖化対策並びにごみ減量化及びリサイクルの推進に関すること。
- (2) 取組目標の設定による施策の推進に関すること。

(3) その他必要と認める事項

- 2 行政部会は、別表2に掲げる行政機関で組織する。
- 3 部会長は、青森県環境生活部 環境政策課長をもって充てる。
- 4 副部会長は、部会長が指名する。
- 5 部会長は、会議の内容により必要があると認める範囲内で行政機関の出席を求めることができる。
- 6 前2条の規定は、行政部会の会議に準用する。

(その他の部会)

第7条の2 推進会議は、具体的な取組の検討にあたって必要があると認めるときには、前条のほかに部会を設置することができる。

- 2 部会は、推進会議委員及び検討テーマに関連する分野の有識者等をもって構成することができる。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに充たる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、青森県環境生活部環境政策課において処理する。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年9月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月4日から施行する。